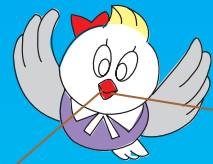


なるほど! なってく!



北方領土返還実現に向けて

北方領土



独立行政
法人

北方領土問題対策協会

平成24年1月時点

あさひが丘
中学
2年3組の
仲間たち

北島先生
社会科の先生。
笑うと眼鏡の奥の目
がなくなる。
地理と歴史のこと
ならなんでも
知っている。

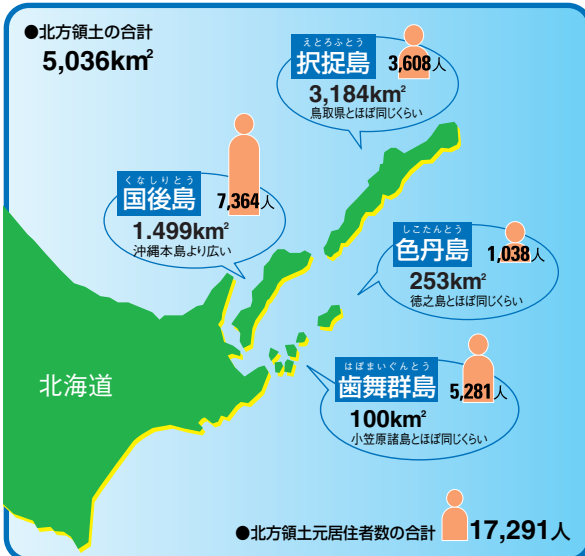
フトシ
クラス一の
食いしん坊。
ちよつぱり
太めなことを
気にしている。

エトピリカの
ピリカちゃん

ケンタ
スポーツ
大好き少年。
今、いちばん
熱中しているの
はサッカー！

リカ
クラスでいちばん
の人気者。最近、
オシャレに関心
を持ち始めた。

面積と元居住者人口



もくじ

- 知っていますか？ 北方領土……
- 北方領土ってどこにあるの？……
- 北方領土ってどんな島なの？……
- 北方領土には誰が住んでいたの？……
- 国際的な決まりはどうなっているの？……
- 返還運動ってどうなっているの？……
- 外交交渉はどうなっているの？……
- 北方領土なるほど！なっとく！……
- 15 12 10 8 6 4 2 1



国後島での交流イベント



現地研修会での壁新聞作り



っていますか？ 北方領土

みなさんは「北方領土」という言葉を知っていますね。

でも、北方領土とよばれる島々がどこにあるのか、そこはどのような島なのか、自然のようすはどうなっているのかなどについて、正確に答えられるでしょうか。

北方領土は昔から日本人が開拓し、歴史的にも、国際的な取り決めからみても、**日本の固有の領土**です。昭和二十年の終戦まで、約一万七千三百人(約三千百世帯)の日本人が、豊かな自然の中で漁業を中心に活気あふれる日々をおくっていました。しかし、終戦直後のソ連軍の不法占拠により、島民は島を追われることとなりました。

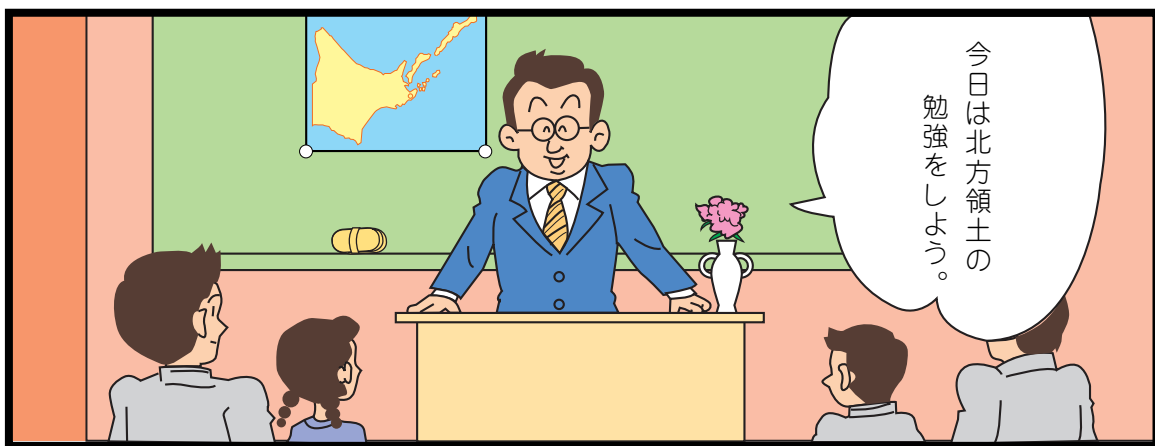
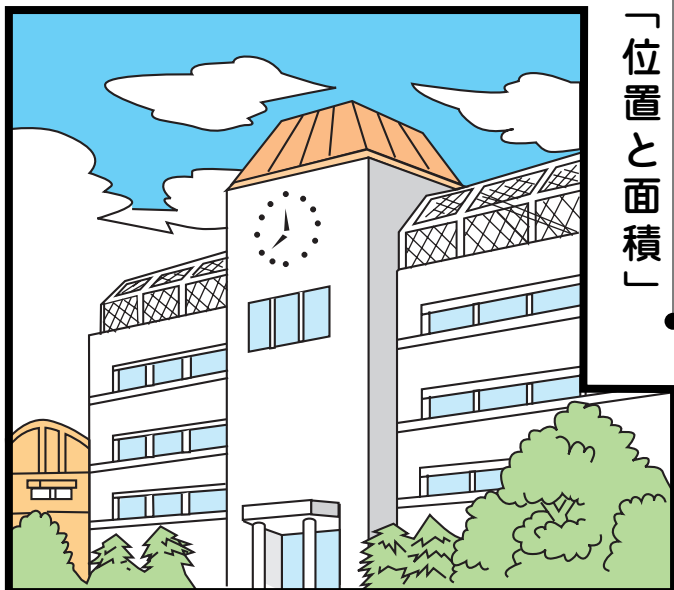
この不法占拠は、ソ連が崩壊しロシアとなった現在も続いており、日本固有の領土である北方領土の返還を一日も早く実現することが日本にとって非常に重要な問題であり、これが北方領土問題です。

みなさんがこのパンフレットを読んで、北方領土について正しく理解するとともに、これからも北方領土問題について一層関心をもって勉強されることを願っています。

根室半島上空から北方領土を望む



「位置と面積」



わずか三・七キロのところにある島

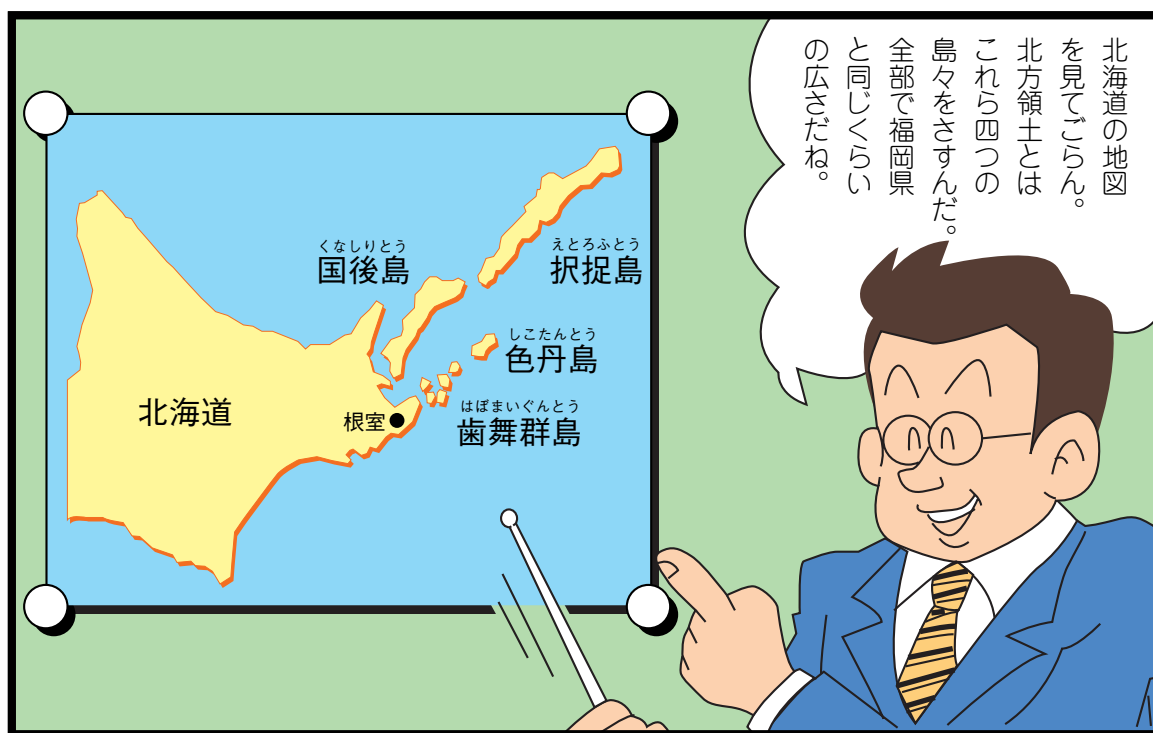
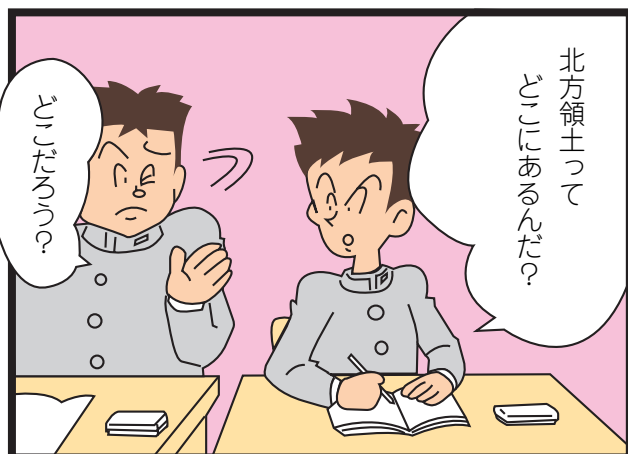
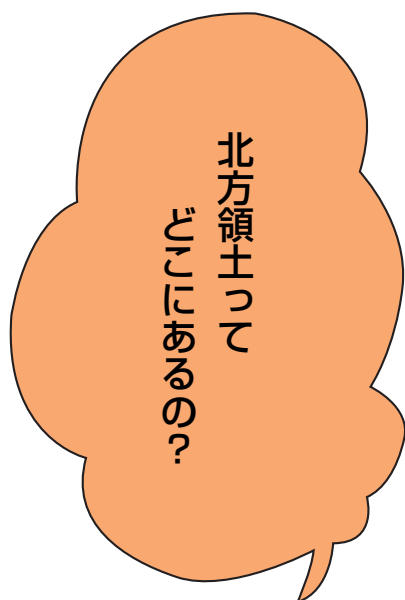
「北方領土」とは、北海道の根室半島につらなる
歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島の四つの島々の
ことです。

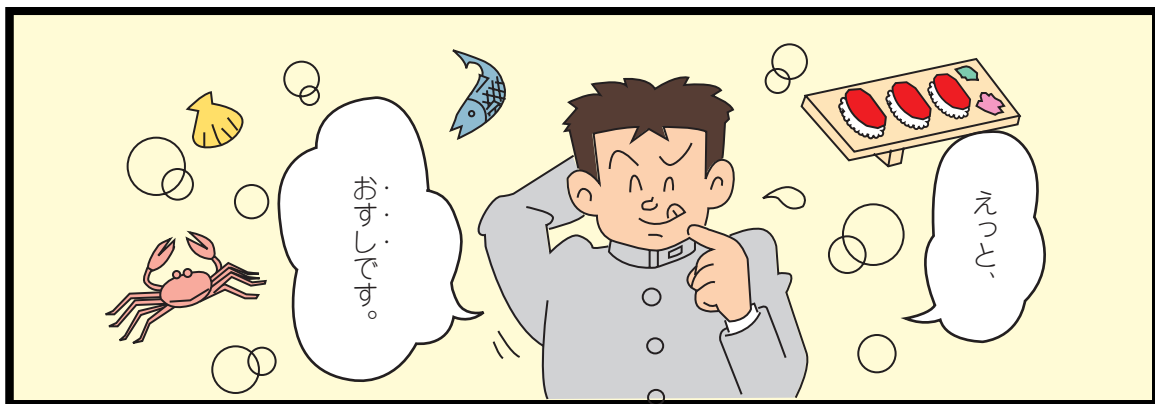
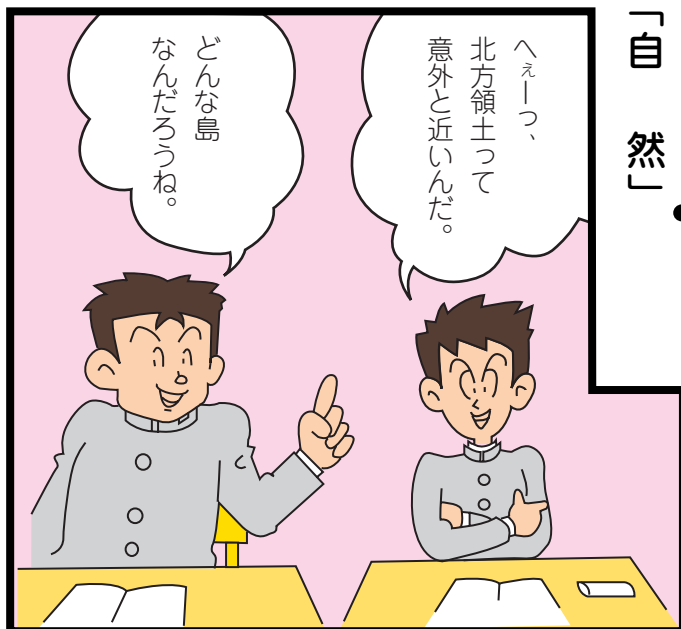
これらの島について、とても遠い北の小島だと思
っているかもしれませんが、もっとも近い歯舞
群島の貝殻島までは、北海道本島からわずか三・七
キロしか離れておらず、望遠鏡で灯台をはっきり
見ることができるようですよ。また、国後島までは
一六キロで、本土と佐渡島との距離（三二キロ）
の約半分。そして色丹島まで七三・三キロ、択捉島
まで一四四・五キロという距離です。北方領土とは
こんな近くにある島々なのです。

福岡県と同じくらいの広さ

次に面積を比べてみましょう。

北方領土の面積の総計は五〇三六平方キロで、沖
縄県の約二・二倍、福岡県とほぼ同じくらいの広さ
です。また、四島のうち国後・択捉の両島は、いず
れも沖縄本島より大きく、特に択捉島（三二八四平
方キロ）は鳥取県と同じくらいの広さです。





9 次に自然についてみてみましょう。

北方領土の島々には、たくさん動物たちが住んでいます。キタキツネ、アザラシ、オットセイ、トドなどのほか、国後島、択捉島は森林資源に恵まれていて、ヒグマも住んでいます。またエトピリカ、エゾライチョウ、オジロワシなどのめずらしい鳥も多く見かけます。

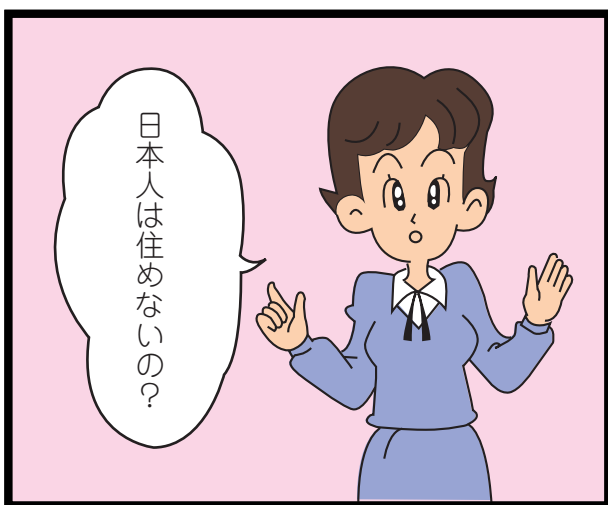
北方領土の周辺の海は、暖流と寒流が交わっていて**世界の三大漁場のひとつに数えられています**。特にサケ、マス、タラ、タラバガニ、ハナサキガニ、コンブ、ウニ、ホタテなどの宝庫です。

冬は北海道内陸部より暖かく、夏は涼しい

北方領土というと、厳しい寒さを想像するかもしれませんが、気候は海流の影響を受けるため、二月の平均気温がマイナス六度前後と、北海道の内陸部より暖かく、雪も少ないのです。

夏の気温もあまり高くありません。なぜなら夏には海霧(ガス)がかかって日照時間が少ないことや、オホーツク海から冷たい空気が入ってくるからで、いちばん暑い八月でも月平均一六度です。





地図にも書かれている日本の名前

それでは北方領土の歴史を振り返ってみましょう。日本が北方の島々のことを知ったのは、一七世紀のはじめ頃のことです。これは松前藩の「新羅の記録」で明らかになっています。

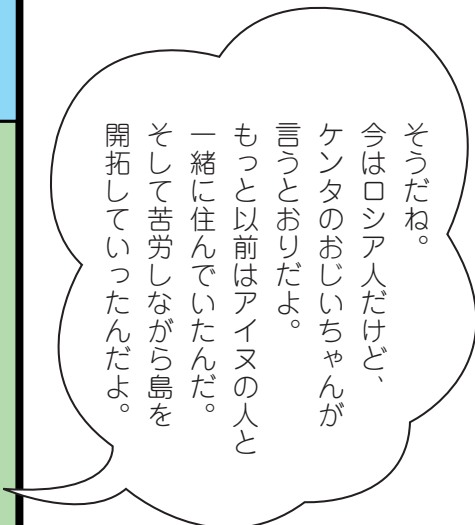
現存する地図のうち北方領土が表されたもっとも古いものでは、一六四四年（正保元年）に幕府が作成した「正保御国絵図」があります。この中にすでに「くなしり」「えとほろ」などの島々の名前が書かれています。

択捉島に建てられた日本領土の標柱

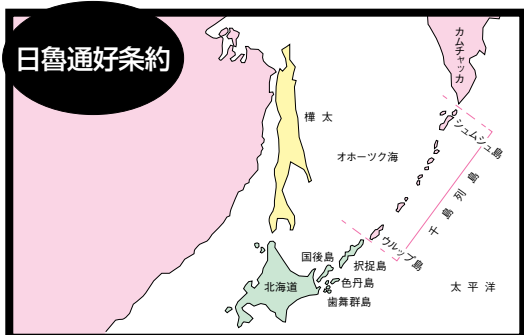
一八世紀後半になると、国後島、択捉島を中心に、最上徳内、近藤重蔵、高田屋嘉兵衛のような勇敢な日本人が活躍しました。

幕府は一七八五年（天明五年）から、最上徳内を国後島と択捉島に派遣し、現地のようなすくなく調べさせるとともに、また、一七九八年（寛政十年）には、大規模な調査隊を派遣し、このとき近藤重蔵が最上徳内とともに択捉島に渡り、「大日本東鑑品府」と書いた標柱を建てました。さらに一七九九年（寛政十一年）には高田屋嘉兵衛が、苦心の末、国後、択捉島間に航路を開きました。

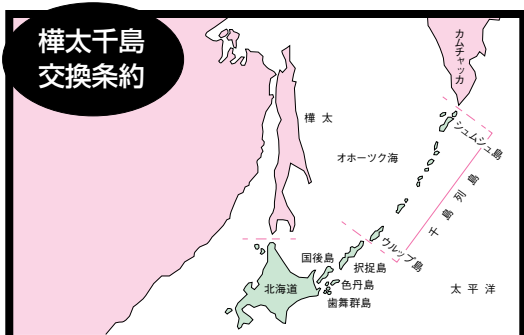
このように北方領土は古来からの日本の領土なのです。



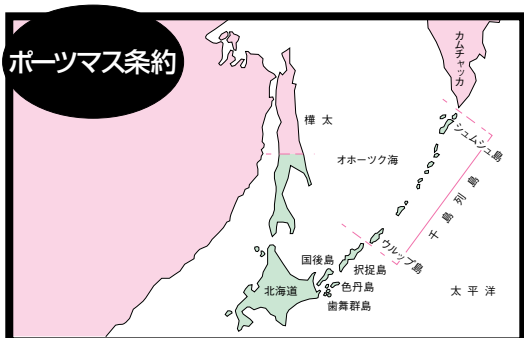
「条約」



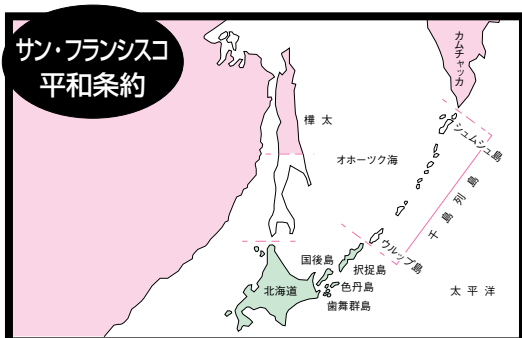
日魯通好条約



樺太千島交換条約



ポーツマス条約



サン・フランシスコ平和条約

第二次世界大戦以前の三つの条約

それでは北方領土に関する国際的な取り決めを見てみましょう。

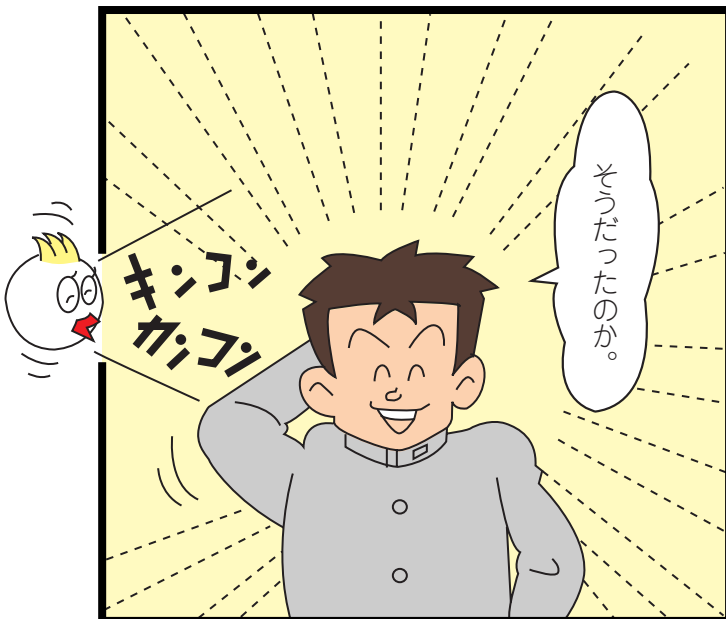
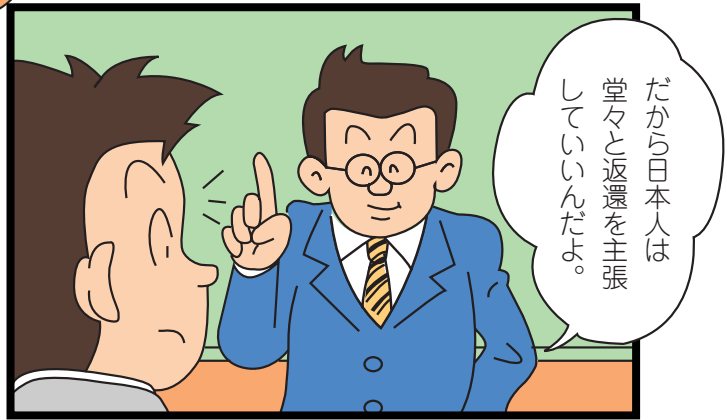
一八五五年(安政元年)、**「日魯通好条約」**が結ばれました。この条約で両国の国境を択捉島とウルップ島の間に定め、ウルップ島より北につらなる千島列島は、ロシア領と定められました。択捉、国後、色丹、歯舞の四島は日本の領土であることが、この条約によってロシアとの間で法的に確定したのです。また、樺太は両国民の混住の地と決められました。

一八七五年(明治八年)、日本はロシアと**「樺太千島交換条約」**を結び、千島列島をロシアから譲り受けるかわりに、樺太全島を放棄しました。この条約には、譲り受ける千島列島としてシムシュ島からウルップ島までの一八の島の名前をあげています。このことは、歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島が千島列島には入らないことを示しています。

一九〇五年(明治三十八年)、日本とロシアは**「ポーツマス条約」**を結び、南樺太が日本領となりました。

戦後、平和的な解決へ向けての動き

第二次世界大戦後の一九五一年(昭和二十六年)**「サン・フランシスコ平和条約」**が結ばれ、日本は千島列島と南樺太を放棄しましたが、日本が放棄した千島列島とは、ウルップ島より北の島々のことで、



歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島の四島はその中には含まれていません。

この条約の署名をソ連が拒否したために、日本はソ連との間で個別に平和条約を結ぶとして、交渉を始めました。そして、一九五六年(昭和三十一年)、「日ソ共同宣言」が署名され、平和条約の締結交渉が継続されることになり、まず国交の回復が図られました。

その後、両国との間で領土問題を解決して、平和条約を締結するための交渉が続けられています。

「返還運動」



根室から全国へ広がった運動

北方領土の返還がまだ実現していないことから日本とロシアの間には平和条約が結ばれていません。一日も早く四島の返還により北方領土問題を解決して、両国が平和条約を結び、真に安定した友好関係が樹立されるよう全国的な返還要求運動が行われています。では返還要求運動の歴史を振り返ってみましょう。

北方領土の返還要求の声は、戦後まもなく北海道の根室^{ねむろ}にあがりました。当時の根室町長は島から追われた人たちの援護に全力をあげるばかりでなく、連合国軍最高司令官あてに北方領土返還の陳情書を出しました。これが返還要求運動の始まりです。

根室であがった返還要求の声は、やがて北海道内の各地にこだまし、運動の輪はしだいに全国に広がり、この運動を推進するための組織として都道府県民会議がつくられ、返還に向けたさまざまな活動が行われています。

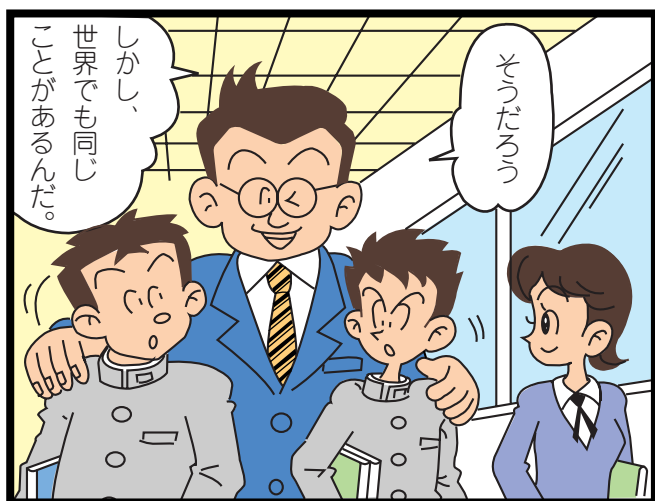
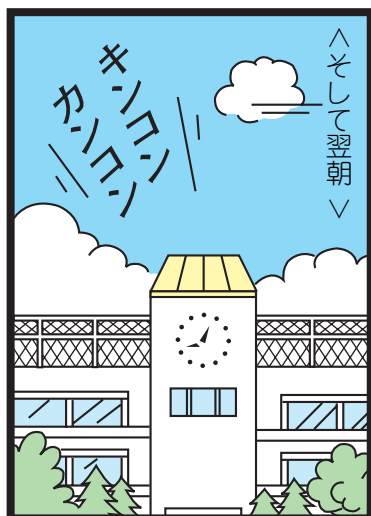
二月七日を「北方領土の日」に決定

北方領土の返還を求める多くの人たちから返還運動をもちあげるため、「北方領土の日」を設けたいという要望が高まり、一九八一年(昭和五十六年)、政府は閣議で二月七日を「北方領土の日」とすることを決定しました。



この二月七日は、一八五五年(安政元年)、伊豆の下田で「日魯通好条約」が結ばれた歴史的な意義を持つ日です。毎年この日には東京で、北方領土返還要求全国大会が開催され、全国各地においても大会やパネル展、キャラバン活動などが行われています。さらに返還実現のための署名活動も行われ、多くの人たちから寄せられた署名はすでに八千万人をこえています。

「外交交渉」

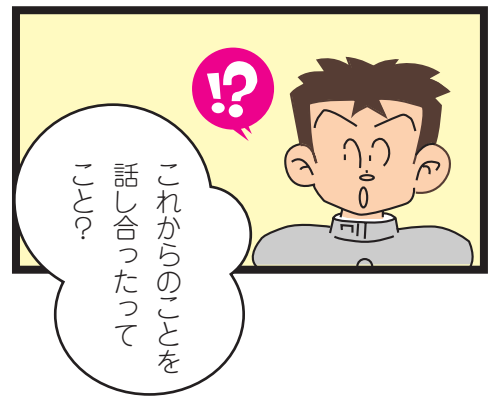


日ロ首脳会談

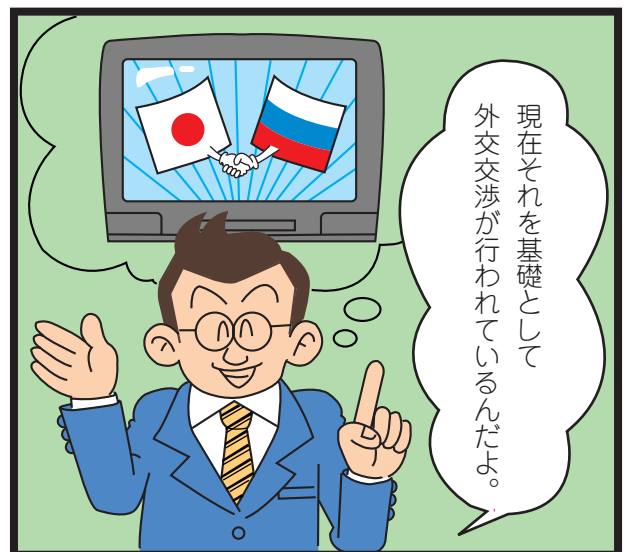
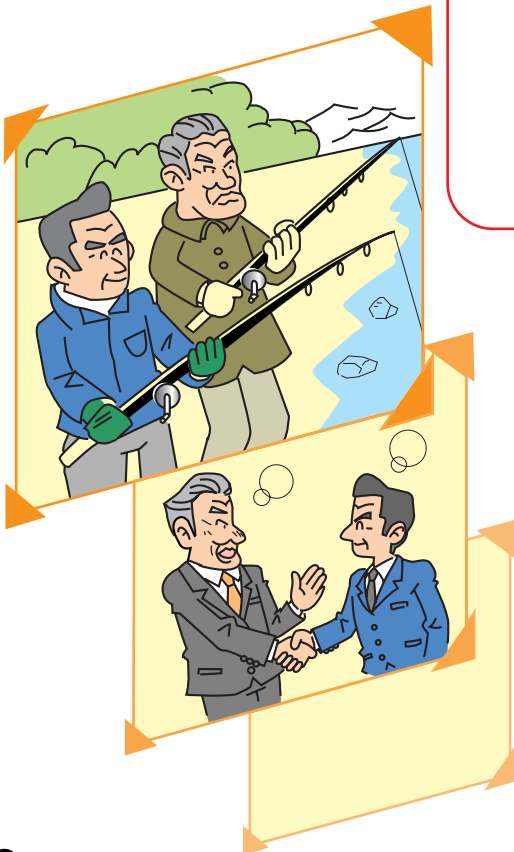
ゴルバチョフ大統領がソ連の首脳として初めて来日した一九九一年以来両国の首脳会談がひんぱんに行われるようになりました。

特に、一九九七年(平成九年)十一月、クラスノヤルスクにおける橋本総理とエリツイン大統領による首脳会談では「東京宣言に基づいて、二〇〇〇年までに平和条約を締結するよう全力を尽くす」とことが合意され、交渉に拍車がかかりました。しかし、一九九九年(平成十一年)十二月、エリツイン大統領は辞任し、新たに就任したプーチン大統領との間でたびたび首脳会談が行われましたが、残念ながら二十世紀中における北方領土問題の解決は実現できませんでした。





東京宣言（北方領土問題関係抜粋）
一九九三年十月に細川総理とエリツィン大統領
が署名した「東京宣言」は次のとおりです。
日本国総理大臣及びロシア連邦大統領は、両国
関係における困難な過去の遺産は克服されなけれ
ばならないとの認識を共有し、択捉島、国後島、
色丹島及び歯舞群島の帰属に関する問題について
真剣な交渉を行った。双方は、この問題を歴史的・
法的事実に基づき、両国の間で合意の上作成され
た諸文書及び法と正義の原則を基礎として解決す
ることにより、平和条約を早期に締結するよう交
渉を継続し、もって両国間の関係を完全に正常化
すべきことに合意する。



日口行動計画に関する共同声明

(北方領土問題関係要旨)

二〇〇三年一月に小泉総理とプーチン大統領が署名した「日口行動計画に関する共同声明」は次のとおりです。

両国関係における困難な過去の遺産を最終的に克服して広範な日口パートナーシップのための新たな地平線を開くことを志向し、これまでに達成された諸合意に基づき、択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の帰属に関する問題を解決することにより平和条約を可能な限り早期に締結し、もって両国間の関係を完全に正常化すべきであるとの決意を確認する。

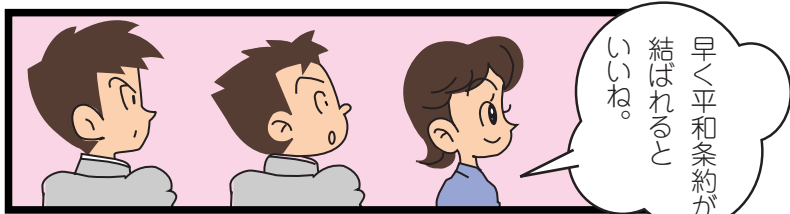
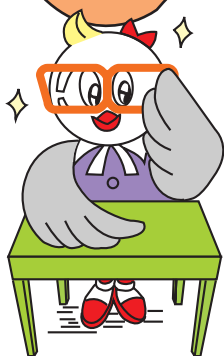
日口協力の飛躍的かつ全面的な発展を確保するために附属する「日口行動計画」を採択する。

〔日口行動計画(平和条約交渉部分)〕

- 五六年の日ソ共同宣言、九三年の東京宣言、〇一年のイルクーツク声明及びその他の諸合意が、四島の帰属の問題を解決することにより平和条約を締結し、もって両国関係を完全に正常化することを目的とした交渉の基礎であるとの認識に立脚し、引き続き残る諸問題の早期解決のために交渉を加速する。
- 啓発資料の共同作成など両国の世論に説明するための努力を継続する。
- 四島交流事業を今後も発展させていくべく努力をする。

外交交渉は

どうなっているの？

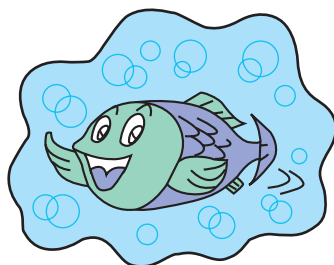


しかし、二〇〇一年(平成十三年)三月、イルクーツクにおいて森首相とプーチン大統領による首脳会談が行われ、日口両国がクラスノヤルスク合意に基づき平和条約の締結に向けて全力で取り組んできた結果を総括し、今後の平和条約交渉の新たな基礎を形成する「イルクーツク声明」を採択しました。

その後も、日口両国では、領土問題の解決に向けた粘り強い交渉が続けられています。二〇〇三年(平成十五年)一月、小泉首相は、モスクワを訪問してプーチン大統領と会談し、「北方四島の帰属の問題を解決することにより平和条約を可能な限り早期に締結する」との決意を互いに確認するとともに、今後の日口関係の指針となる「日口行動計画」を採択しました。



「交流とこれから」



北方四島との交流で深まる相互理解

北方領土問題を解決するためには、まず日ロ両国民一人ひとりが、日本の固有の領土である北方領土についての**正しい理解と認識**を深めることが大切です。

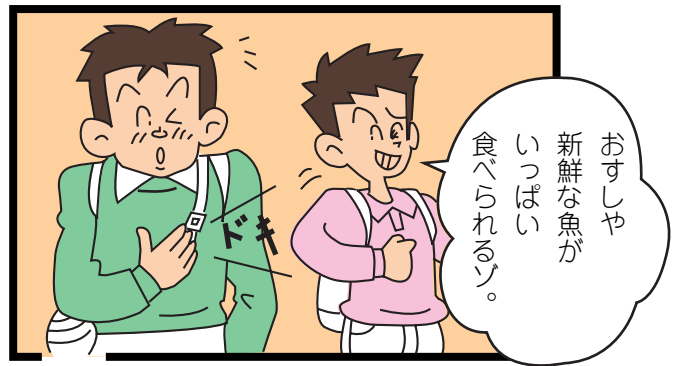
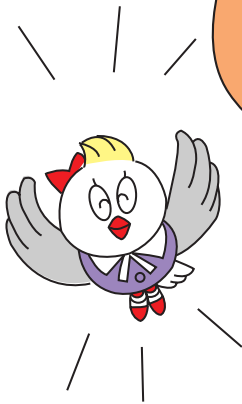
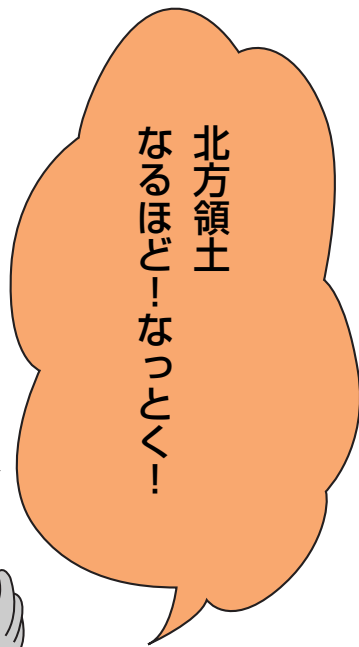
また、日本人とロシア人がお互いに理解を深めることも必要です。一九九一年(平成三年)四月のゴルバチョフ大統領来日の際に、ソ連側から「日本国民と北方四島住民との交流の拡大及び日本国民による北方四島への査証(ビザ)なしの訪問」が提案されました。そして日ロ間の平和条約締結問題が解決されるまでの間、**相互理解**を深めることを目的に、一九九二年(平成四年)から交流が開始されました。

日本側からは、元北方領土居住者、北方領土返還要求運動関係者、青少年、学術・文化等の専門家などが訪問しています。

返還に向けて

領土問題の解決には忍耐が必要なことは、歴史が示すところです。北方領土問題を解決して平和条約を結び、日本とロシアとの間に**真の相互理解**に基づく**安定的な関係**を築くことが、私たちの願いなのです。





独立行政
法人 **北方領土問題対策協会**

〒110-0014 東京都台東区北上野1-9-12

住友不動産上野ビル 9 階

TEL 03-3843-3630

FAX 03-3843-3631

ホームページアドレス <http://www.hoppou.go.jp/>